

子ども・子育て支援新制度について

1. 国の動き

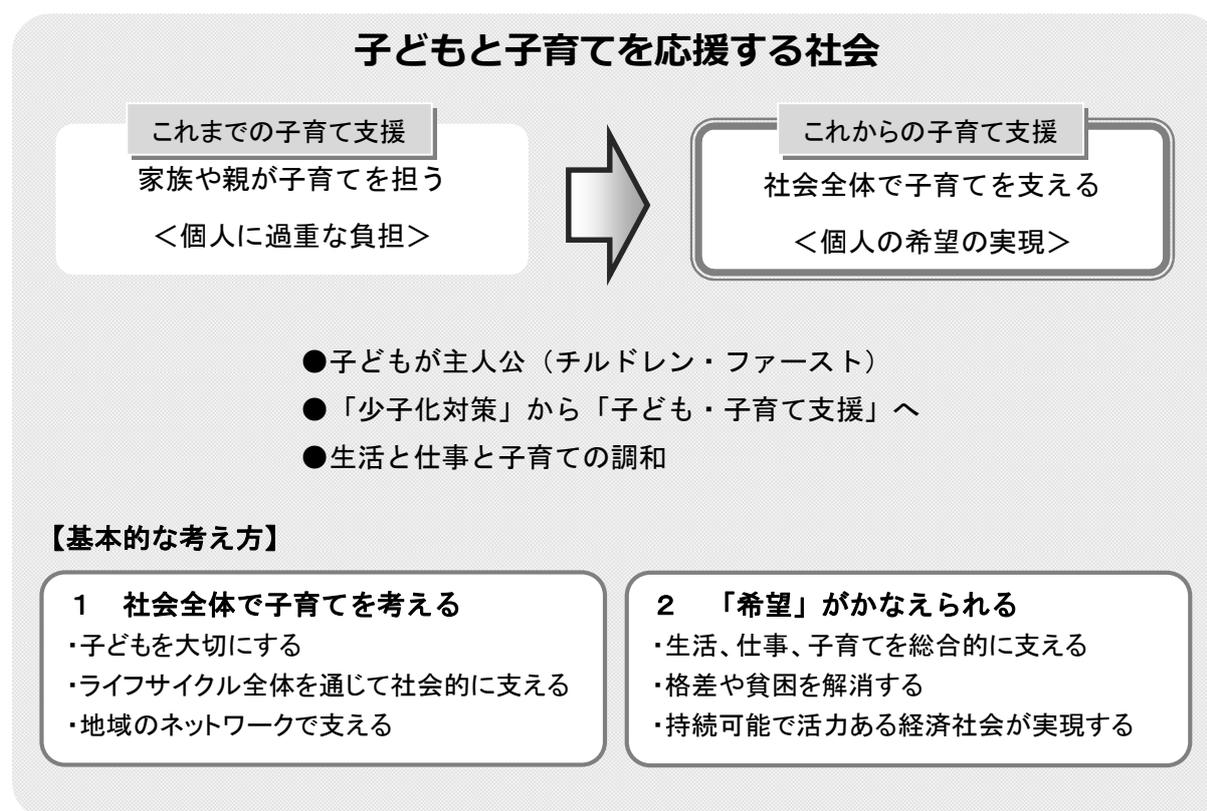
国では、少子化対策として平成 15 年から「次世代育成支援推進対策法」に基づき総合的な取り組みを進めてきましたが、女性の社会進出に伴う低年齢児への保育ニーズの高まりに対応する保育の量的拡大や、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実のさらなる推進のため、新たな子ども・子育て支援の方針を打ち出しています。

年度	国の主な流れ	内容
H22 1月29日	「子ども・子育てビジョン」閣議決定	「少子化対策」から「子ども・子育て支援」への転換を打ち出す。平成 26 年度を目標年度として数値目標を設定。
	子ども・子育て新システム検討会議設置	幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を始める。
H24 3月2日	子ども・子育て新システムの基本制度について	少子化社会対策会議決定。子ども・子育て新システムの基本的な方向性が取りまとめられる。
	通常国会に子ども・子育て関連3法案を提出	「総合こども園」の創設や、施設型給付の創設、制度ごとにバラバラな政府の推進体制・財源の一元化などが提示される。
	6月15日	社会保障・税一体改革に関する確認書
8月22日	子ども・子育て関連3法公布	「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法が公布される。
H25 4月～	子ども・子育て会議設置	内閣府に設置。子ども・子育てに関する諸事項を審議・調査する役割を担う。地方自治体においても地方版子ども・子育て会議を順次設置することとされている。

2. 子ども・子育てビジョン（平成 22 年 1 月 29 日閣議決定）

「子ども手当」の導入や高校教育の無償化に向け、保育サービスを含めた総合的な子育て支援体制を整備することを目的に、子ども・子育てビジョンワーキングチームにおける検討を経て策定された。少子化社会対策基本法（平成 15 年）に基づく少子化社会対策大綱（平成 16 年 6 月策定）を見直した、今後の子育て支援の方向性を示す総合的なビジョンであり、社会全体で子育てを支え、個々人の希望がかなう社会の実現を基本的な考え方としている。

■子ども・子育てビジョンの概要



3. 子ども・子育て関連3法（平成24年8月22日公布）

幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行う「子ども・子育て新システム検討会議」による審議等を経て、平成24年6月15日に出された「社会保障・税一体改革に関する確認書」を受け成立した。消費税率の引き上げにより財源の一部を確保することとされている。

■子ども・子育て関連3法の概要

<子ども・子育て関連3法>

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部を改正する法律
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

【趣旨】

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。

【主なポイント】

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

【幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み】

- 基礎自治体が実施主体
市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施。
- 社会全体による費用負担
消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提とする。
- 政府の推進体制
制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備。

(1) 子ども・子育て支援法のポイント

①趣旨

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための所要の措置を講ずる。

②給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

■施設型給付

- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付

※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

■地域型保育給付

- ・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

■児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等（対象事業の範囲は法定

※都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施

- 延長保育事業、病児・病後児保育事業

- 放課後児童クラブ

- 妊婦健診

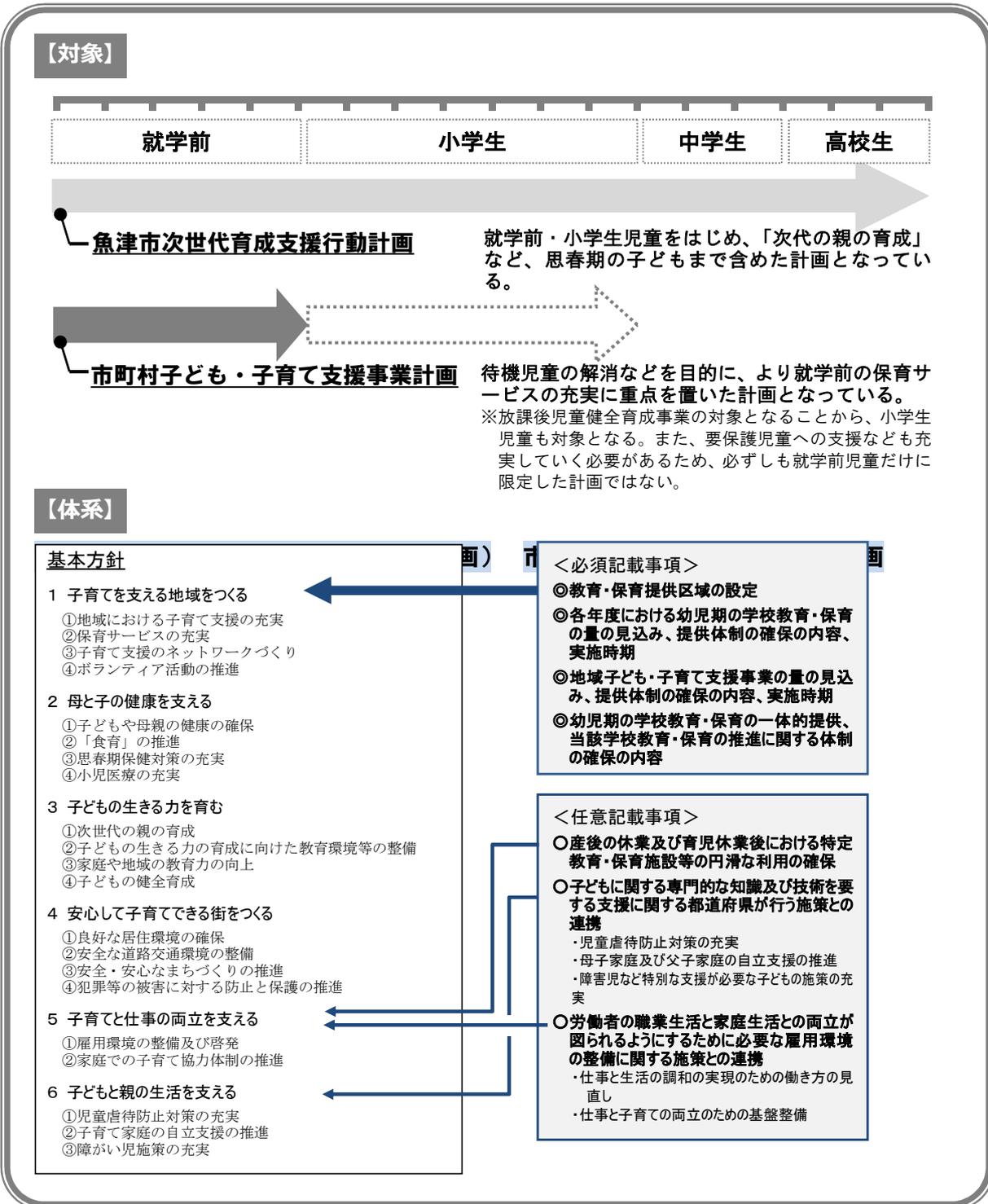
POINT

- 保育所は保育所委託運営費、幼稚園は私学助成・幼稚園就園奨励費、認定こども園には保育所部分と幼稚園部分それぞれに安心こども基金から運営に関する費用が支払われていたが、施設型給付が創設されることで一本化される
- 教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、小規模保育や家庭的保育なども市町村による認可事業とし、地域型給付を創設することで、保育サービスを拡充し、待機児童の解消を図ることを目的としている

③子ども・子育て支援事業計画の策定

国の「基本指針」(子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項等について定めるもの)に即し、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

■魚津市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)と市町村子ども・子育て支援事業計画の違い



(2) 認定こども園法一部改正のポイント

<認定こども園とは>

「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」「地域における子育て支援を行う施設」を備える施設のこと。

認定こども園制度の推進により、

- ・保護者の就労の有無にかかわらず施設の利用が可能に
- ・適切な規模の子どもの集団を保ち、子どもの育ちの場を確保
- ・既存の幼稚園の活用により待機児童が解消
- ・育児不安の大きい専業主婦家庭への支援を含む地域子育て支援が充実などの効果が期待されている。

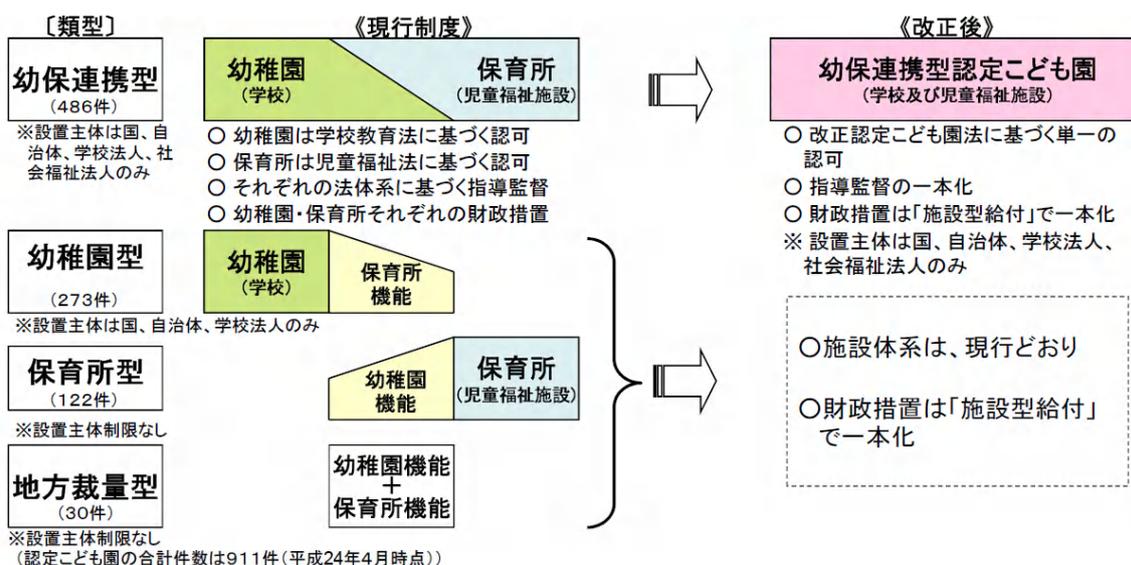
①趣旨

幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要なものであることから、認定こども園の充実を図るとともに、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを付与し、その設置及び運営その他必要な事項を定める。

②目的規定の修正

幼児期の教育及び保育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを明記。

■改正後の類型



POINT

- 認定こども園法の改正により「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」(新たな「幼保連携型認定こども園」)を創設
 - ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ(株式会社等の参入は不可)
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化 ⇒消費税を含む安定的な財源を確保

③幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実

○認定の手続き

都道府県知事は、認定基準に適合すれば、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認定するものとする。

○教育及び保育の内容

幼保連携型認定こども園の教育過程その他の教育及び保育の内容に関する事項を踏まえて行わなければならないものとする。

④幼保連携型認定こども園

○定義

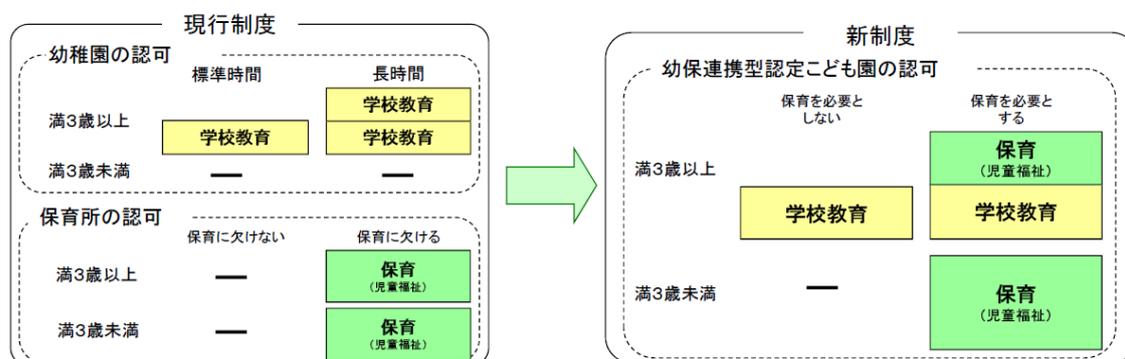
義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設

○教育及び保育の目標及び内容、入園資格

○設置者：国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人

○設置及び運営の基準、職員の資格、設置廃止等の手続、指導監督、名称の使用制限

■幼保連携型認定こども園の概要



⑤その他

○主務大臣、検討規定、幼保連携型認定こども園に関する特例、保育教諭等の資格の特例 等

○附則に次の検討事項を盛り込む

- ・幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について一本化含めその在り方を検討
- ・制度の施行状況を踏まえ、施行後5年を目途に見直しを検討

POINT

- 認定こども園の課題である二重行政が解消され、新たな参入が増加することが予想される

(3) 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

①趣旨

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法など 55 の関連法律について規定を整備する。

②児童福祉法の一部改正

■ 児童福祉法第24条の改正

- ・ 保育所での保育は、市町村が保育の実施義務を担う（現行通り）
- ・ 小規模保育等の提供体制の確保義務
- ・ 利用のあっせん、要請
- ・ 待機児童がいる市町村が利用調整 ※当分の間は全市町村が利用調整を実施
- ・ 虐待等の入所の措置（あっせん、要請等で入所ができない場合の措置を追加）

■ 保育所の認可制度の改正

- ・ 大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう改正

■ 小規模保育等の認可を規定

- ・ 小規模保育等について、市町村が認可する仕組みを規定（規定内容は保育所の認可と同様）

■ 放課後児童健全育成事業の改正

- ・ 対象年齢の見直し（おおむね 10 歳未満の小学生→小学生）
- ・ 基準の法定（具体的基準は条例制定、人的要件（従事する者・員数）は従うべき基準）等

③内閣府設置法の一部改正

- 認定こども園法に関する事務、子ども・子育て支援法に関する事務を所掌事務に追加
- 子ども・子育て会議を設置、子ども・子育て本部を設置

POINT

- 「小一の壁」※解消のため放課後児童健全育成事業の拡充が図られている。国のニーズ調査票案でも、就学前の児童に対する放課後児童健全育成事業の利用意向を聞くことで、将来的なニーズを把握できるようにしている

※小一の壁…主に働く女性について、子供の小学校入学を期に仕事と育児の両立が困難になること。延長保育制度がある保育所に対して学童保育は終了時間が早いことや、保護者会・授業参観など平日の行事が増えることが原因としてあげられる。

4. 今後のスケジュール

